

3-6. 清掃業者

(1) 災害予防

1) 清掃業者における取り組み

清掃業者は浄化槽の水面下における破損状況等について把握する可能性が最も高い立場にある。加えて、水害で被災した浄化槽の機能回復には、まず槽内に流入した土砂や瓦礫を清掃しなければならない場合がある。

こうした点を踏まえ、清掃業者においては、下記の事項について災害発生前から取り組むこととする(表3-6-1)。

本節に記載の図表は「8-8. 第3章の図表集」に整理されているので、併せて活用いただきたい。

表3-6-1 清掃業者における検討・実施事項

☑欄	No.	内容
	①	自ら被災した場合に、その被害を最小限に抑え、業務を継続または可及的速やかに再開させるための 事業継続計画 (BCP ; Business Continuity Plan) を策定する。
	②	緊急時における 社内外の連絡体制 を確立しておく。
	③	被災した浄化槽への 応急対策に用いる資材等を備蓄 し、転倒・浸水しないよう保管する。
	④	地域のハザードマップを参照し、災害時における契約エリアの 巡回パターン のシミュレーションを行う。
	⑤	マンホールロックは浄化槽内への土砂の流入を防止するのに有効であるため、清掃の作業後、全ての マンホールロックを施錠 する。
	⑥	本マニュアルについて、その内容を確認する。

2) 災害予防の具体的な内容

a) 災害予防における連携体制の構築

災害予防において清掃業者と他主体とで連携することが求められる内容は以下のとおりである(表3-6-2、表3-6-3、図3-6-1、図3-6-2)。

表 3-6-2 災害予防において清掃業者が他主体に働きかける項目

☑欄	No.	内容
	①	被災した浄化槽における被害状況の把握や応急処置、ならびに復旧等の対応に要する車両について、都道府県知事または都道府県公安委員会に対して 緊急通行車両としての事前登録 のため、必要に応じて届け出を行う(下記 b)参照)。
	②	清掃汚泥の受け入れ先 について、災害発生時にも連絡が受けられるよう市町村と協議する。

表 3-6-3 災害予防において他主体が清掃業者に働きかける項目

☑欄	No.	内容
	③	指定検査機関や浄化槽業界団体は、保守点検業者や清掃業者等と交え、連絡網を用いた情報伝達を定期的に行う等、 定期的な訓練の実施について検討 するとともに内容を確認する。
	④	指定検査機関や浄化槽業界団体は、保守点検業者等の会員企業に対し、 本マニュアルの周知 を図る。
	⑤	指定検査機関や浄化槽業界団体は、保守点検業者や清掃業者等に対し、 発災時の浄化槽被害調査において確認すべき項目について伝達 する。
	⑥	市町村は、 災害時における清掃汚泥、および土砂・海水・ヘドロを含む浄化槽汚泥の受け入れ態勢 について清掃業者に伝達する。

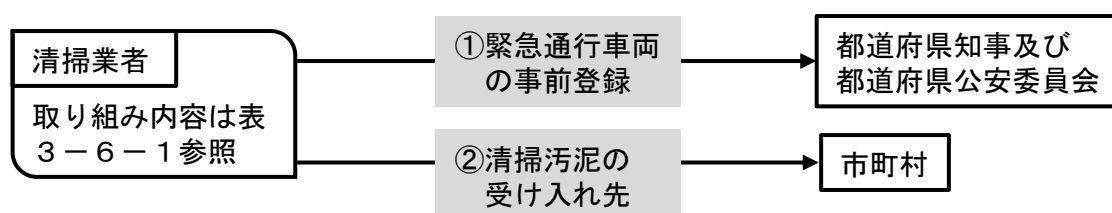


図 3-6-1 災害予防において清掃業者が働きかける主体と検討項目の概要 (①、②は表 3-6-2 対応)

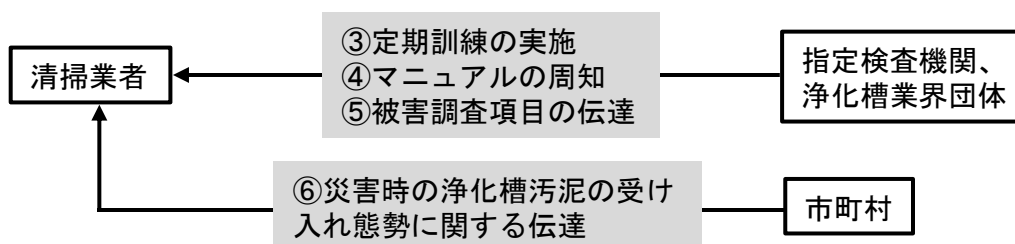


図 3-6-2 災害予防において清掃業者に働きかける主体と検討項目の概要 (③～⑥は表 3-6-3 対応)

b) 浄化槽に関する作業を行うための車両の取り扱い

災害後、当面の間は道路の混雑が予想される。その際、救急車、消防車等の緊急自動車に次いで、給水車、食料・衣類等の支援物資、あるいは廃棄された家財等の運搬車両の通行が一般車両より優先される。これらに加えて、浄化槽の復旧に活用されるバキューム車も一般車両より優先的に通行できるよう、緊急通行車両として事前に登録されることが望ましい【参考文献④】。ただし、事前の登録は対象となる車両所有者の届け出を要する。

(2) 災害応急対策

1) 災害応急対策における連携体制

発災後に地方公共団体が仮設トイレを設置した場合には、清掃業界は地方公共団体と連携しつつ、設置した**仮設トイレの保守・点検**に携わることが望ましい。

これを踏まえ、清掃業者と他主体とで連携することが求められる内容は以下のとおりである（表3-6-4、表3-6-5、図3-6-3、図3-6-4）。

表3-6-4 災害応急対策において清掃業者が他主体に働きかける項目

☑欄	No.	内容
	①	表3-6-5②に基づき、地方公共団体より仮設トイレの設置状況に関する情報を受け、 仮設トイレの保守・点検 に携わり、異常等がある場合は地方公共団体に報告する。

表3-6-5 災害応急対策において他主体が清掃業者に働きかける項目

☑欄	No.	内容
	②	市町村は清掃汚泥の受け入れについて平常時と異なる運用となる場合には、その旨を清掃業者に対して連絡する。
	③	地方公共団体は清掃業者に対し 仮設トイレの設置状況等について連絡 する。
	④	保守点検業者は清掃業者に対し、「 詳細確認 」・「 応急処置 」（後述(3)1参照）の 内容と結果について伝達 する。

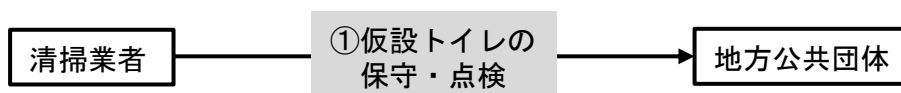


図3-6-3 災害応急対策において清掃業者が働きかける主体と検討項目の概要
（①は表3-6-4対応）

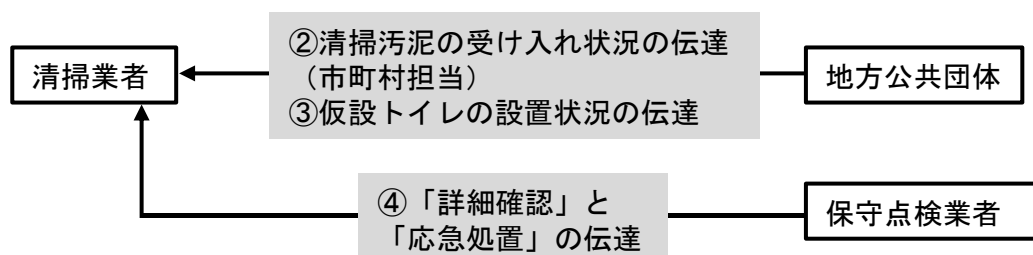


図3-6-4 災害応急対策において清掃業者に働きかける主体と検討項目の概要
（②～④は表3-6-5対応）

(3) 災害復旧・復興

1) 災害復旧・復興における連携体制

災害発生後の浄化槽に関する対応業務は、以下の3つの段階に区分される【参考文献⑤、⑥】
(図3-6-5)。

1. 住民等による「状況確認」

状況確認:住民(浄化槽管理者・設置者・使用者)による自宅の水洗トイレならびに浄化槽に関して、当面の使用の可否を住民自ら大まかに判断

2. 保守点検業者による「詳細確認」・「応急処置」

詳細確認:保守点検業者が浄化槽ならびにその付帯設備の被害状況を確認する行為

応急処置:「詳細確認」により明らかとなった被害状況を踏まえて、所期の性能を回復させるため、あるいは大規模な事故の発生を未然に防ぐために実施するための応急的な対応

3. 工事業者が行う「復旧工事」

復旧工事:「詳細確認」ならびに「応急処置」の結果、所期の性能の回復に際して必要と判断された場合の改修作業

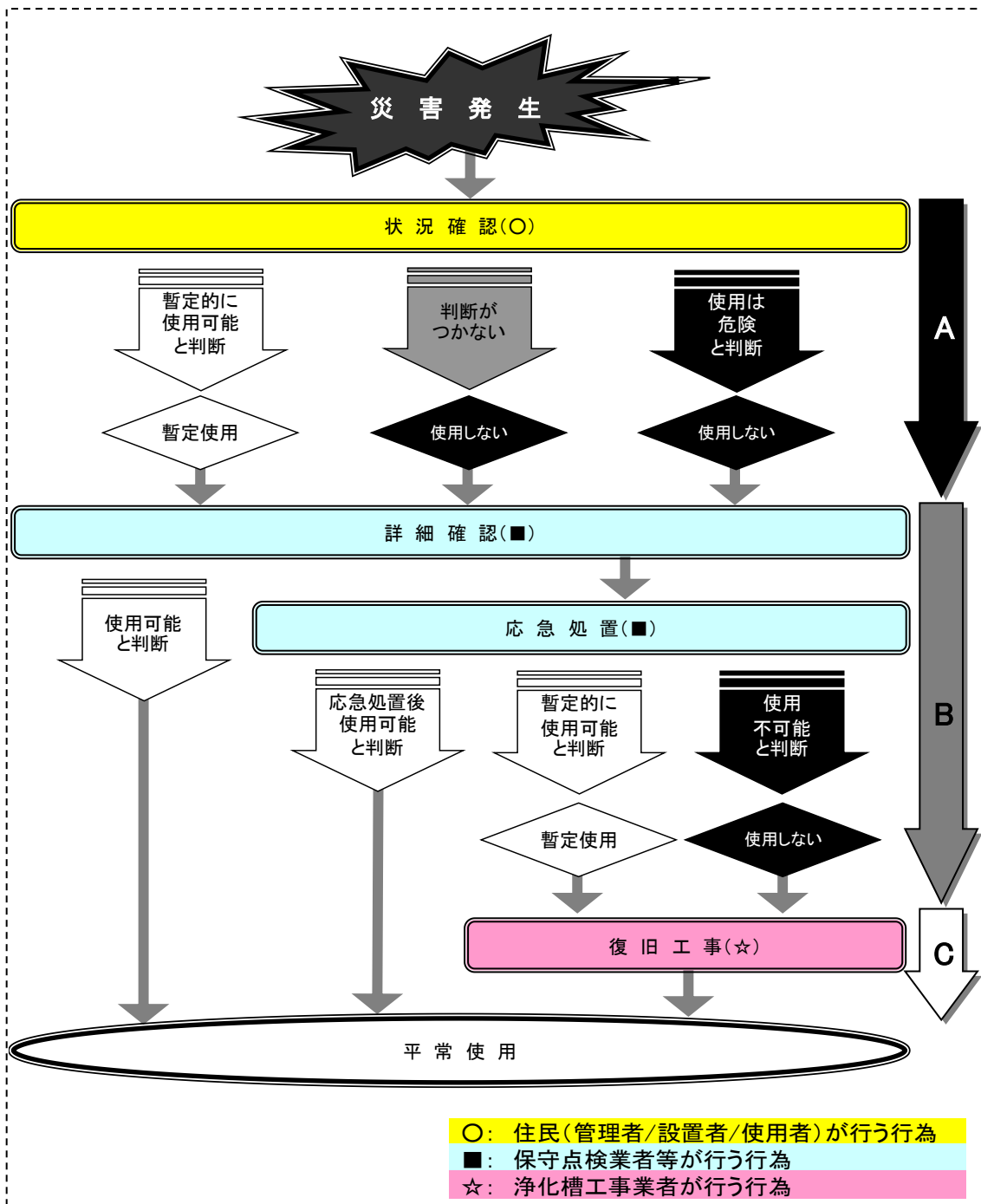


図3-6-5 災害発生後の対応業務の例

暫定使用期間、あるいは「復旧工事」に先駆けて、被災した浄化槽内部の被害状況を明らかにするため、当該浄化槽の清掃を行う場合がある。この清掃時に槽内の破損等が認められた場合、浄化槽関係者における情報伝達は、概ね表3-6-6、表3-6-7、図3-6-6、図3-6-7のように想定される。

表 3-6-6 災害復旧・復興において清掃業者が他主体に働きかける項目

☑欄	No.	内容
	①	清掃の結果、初めて槽内の破損状況等が明らかとなった場合には、その状況について適宜写真を撮影し、 住民等、指定検査機関、浄化槽業界団体、担当の保守点検業者に報告 する。
	②	浄化槽内に 多量の土砂が流入 していることが判明した場合は、必要に応じて 市町村に連絡 し、ダンプカーの手配を検討する。

表 3-6-7 災害復旧・復興において他主体が清掃業者に働きかける項目

☑欄	No.	内容
	③	指定検査機関は、被災後の法定検査について、平常使用に復旧した浄化槽については、「応急処置」や「復旧工事」等、復旧に向けた取り組みの結果を相互に確認するため、これらに携わった清掃業者等に対して 法定検査の結果を共有 する。
	④	保守点検業者は、「 応急処置 」を行った場合、その内容について清掃業者等に報告する。

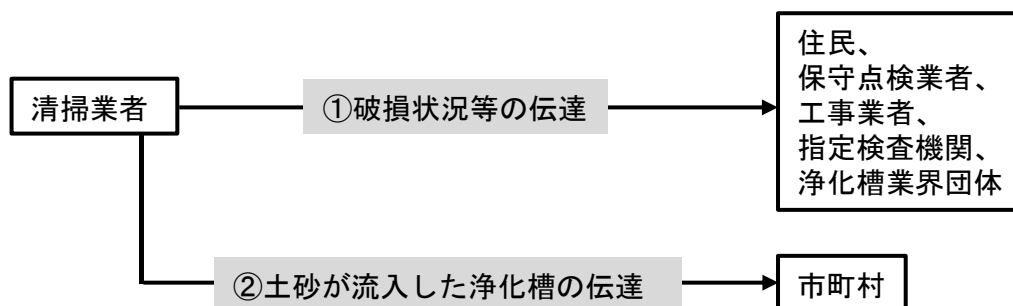


図 3-6-6 災害復旧・復興において清掃業者が働きかける主体と検討項目の概要
(①、②は表 3-6-6 対応)

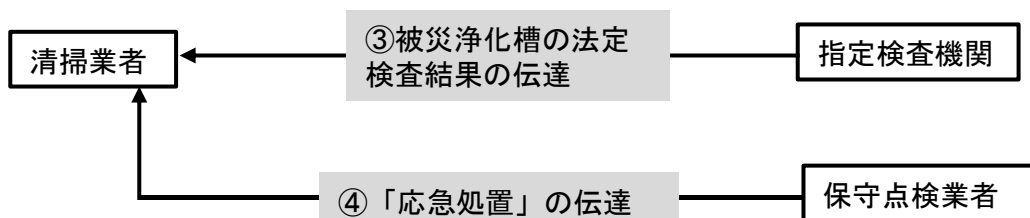


図 3-6-7 災害復旧・復興において清掃業者に働きかける主体と検討項目の概要
(③～④は表 3-6-7 対応)

2) 清掃における留意事項

表3-6-6①、②に示したように、保守点検時には気づかなかつた槽内での破損や土砂堆積が、清掃で初めて判明することが起こり得る。浄化槽が冠水した後に初めて清掃する際には、これらの点に留意しながら作業することが求められる。